

平成 28～32 年度 「過疎地域自立促進市町村計画(過疎計画)」(素案)の策定について

本市は平成22年4月1日に過疎地域として公示されたことから、過疎地域自立促進特別措置法(過疎法)の期限である平成27年度までを計画期間とする過疎計画を策定し、過疎対策事業債(過疎債)などの財政上の特別措置を活用しながら事業を進めてきました。

平成24年の法改正により、法の期限が平成33年3月31日まで5年間再延長されたことを受け、引き続き過疎債など財政上の特別措置を活用するため、平成28年度から32年度を計画期間とする過疎計画を策定しますが、このたび北海道後志総合振興局との事前協議が終了したことから、「素案」としてとりまとめをいたしました。(※現在平成28年度予算編成作業中のため、新たな事業が掲載される場合があります。)

1 これまでの経過及び過疎計画策定の概要

(1)過疎地域の公示について

過疎法第2条で定める財政力要件や人口要件を充足する市町村を「過疎地域」とし、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣が市町村を公示します。小樽市は平成22年の法改正による要件の追加により、平成22年4月1日に公示されました。

【過疎地域に係る要件 : 平成22年法改正の追加事項】

- 財政力要件 : 平成18年度～平成20年度の3か年平均の財政力指数が0.56以下
- 人口要件 : 次のいずれかに該当すること
 - ①昭和35年～平成17年の人口減少率が33%以上
 - ②昭和35年～平成17年の人口減少率が28%以上、かつ高齢者比率29%以上
 - ③昭和35年～平成17年の人口減少率が28%以上、かつ若年者比率14%以下
 - ④昭和55年～平成17年の人口減少率が17%以上

※①～③の場合は、昭和55年～平成17年の25年間で10%以上人口が増加している地域は除く。

◆小樽市の関連データ

- ・平成18年度～平成20年度の3か年平均の財政力指数 0.48
- ・昭和35年～平成17年の人口減少率28.4%、高齢者比率27.4%、若年者比率14.9%
- ・昭和55年～平成17年の人口減少率21.3%

(2)過疎計画について

①過疎計画は過疎法に基づき、過疎地域として公示された市町村が地域の自立促進を図るため、議会の議決を経て策定する事業計画です。平成22年の法改正により過疎計画の策定義務は廃止されましたが、過疎債等、過疎地域における財政上の特別措置を活用するためには、過疎計画を策定し、対象とする事業を計画に位置付ける必要があります。

②本市は平成22年に、平成22～27年度を計画期間とする計画を策定しました。

(3)過疎計画策定の考え方について

①全般について

現過疎計画策定の考え方を踏まえ、現過疎計画及び総合計画(後期実施計画)を基に整理します。基となる総合計画は、本市が目指す将来都市像の実現に向けた基本的な展開方法や主要施策を指針として示すものであり、過疎計画を策定する目的は、これら施策の推進に当たり必要な財政上の特別措置を活用するために対象事業等を定めるものであることから、総合計画(後期実施計画)に登載している施策・事業を前提として過疎計画に盛り込むこととします。

②計画本文について

基本的な考え方や方向性に変更はありませんが、人口統計や財政指標などの数値についてデータを更新します。また、総合計画や現過疎計画策定後の状況の変化や新たな取組については、両計画との整合性を踏まえながら、状況の変化に対応した加除修正を行います。

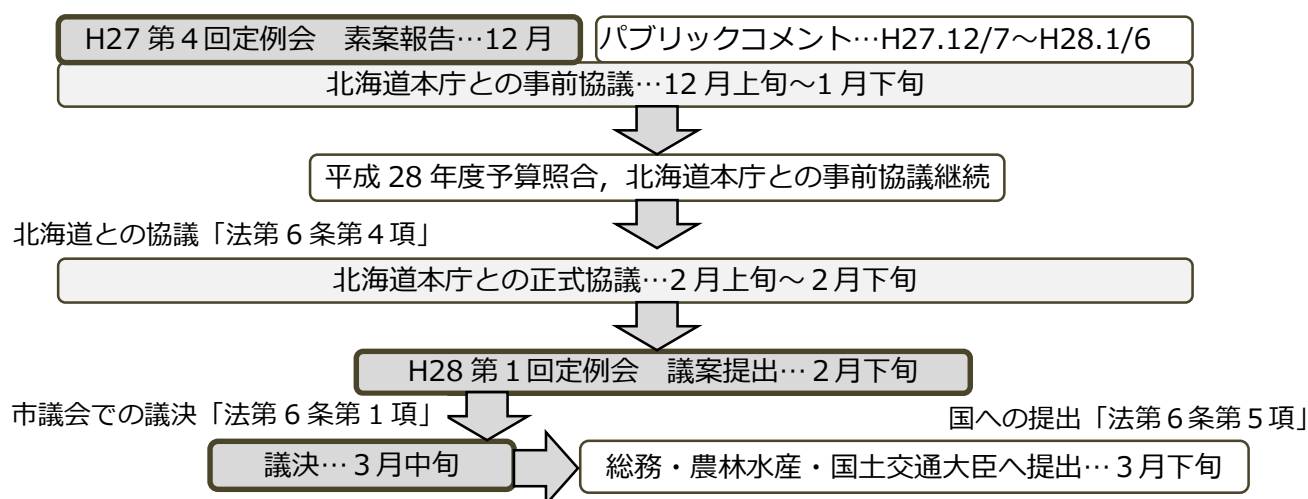
③登載事業について

- ・北海道過疎地域自立促進方針(H27.12月成案予定)に適合していること。
- ・ハード事業については、建設事業など過疎法で規定する過疎債対象施設に該当する事業はすべて登載しますが、通常の維持管理や補修等は、原則として過疎債の対象とならないため除外します。
- ・ソフト事業については、過疎法に規定する、将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るための事業であり、本市の「過疎地域自立促進特別事業(ソフト事業)の展開方向」にある「人口減少や少子高齢化といった本市の重要課題を踏まえ、住民福祉の向上及び雇用の増大と、北しりべし定住自立圏の取組推進による人口の定住と経済の自立を図る」に関連する事業を幅広く盛り込むこととします。

④平成28年度以降の新規事業について

総合計画(後期実施計画)の事業について登載していますが、新たに実施する事業については、各年度の予算議論を経て過疎計画の変更により対応します。なお、平成28年度当初予算における新たな事業で、過疎計画への位置付けが必要な場合は、今後の予算編成作業を経て、平成28年第1回定例会へ提出予定の過疎計画(議案)に反映することとします。

(4)今後のスケジュールについて



2 「小樽市過疎地域自立促進市町村計画」(平成 28～32 年度)の概要

■ 1 基本的な事項

(1) 小樽市の概況

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> □ 自然的条件の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地勢・地理的状况、気候 □ 歴史的条件の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ 明治～昭和初期に発展、戦後に斜陽化、観光都市へ □ 社会的、経済的条件の概要 <ul style="list-style-type: none"> ・ アクセス、高等教育、経済、産業 □ 過疎の状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 人口の動向等、今後の見通し等 | <ul style="list-style-type: none"> □ 社会経済的発展の方向の概要 <ul style="list-style-type: none"> 「小樽ならではの価値 = 地域特性・強み」を市民と共有していく中で、地域振興方策を展開 ・ 札幌市と隣接する地理的環境 ・ 恵まれた自然環境 ・ 産業・文化遺産などの歴史的資源 ・ 大学などを有する学術的環境 ・ 多機能の港湾施設 ・ 全国的な知名度 など |
|--|--|

(2) 人口及び産業の推移と動向

- 昭和 35 年～平成 22 年までの国勢調査（年齢別人口の推移）
- 産業別人口の推移、比率

(3) 行財政の状況

- 財政の状況（H12～25 年度決算額の状況）
- 行政組織の状況（市職員数の推移：過去 15 年間）

(4) 地域の自立促進の基本方針

ア 基本的な考え方

【市の将来都市像】

『歴史と文化が息づく 健康、にぎわい、協働のまち』

○まちづくりのテーマ

- I 人・もの・情報が交流する活力あるにぎわいのまち（産業振興）
- II 安全で快適な住みよいまち（生活基盤）
- III 自然とまちなみが調和し、環境にやさしいまち（環境保全）
- IV とともに支え合い、安心して健やかに暮らせるまち（市民福祉）
- V 心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）

イ【特別事業（ソフト事業）の展開】

- ◆ 住民福祉の向上と雇用の増大
 - ・ 少子高齢化対策
 - ・ 地域コミュニティの充実
 - ・ 地場産業の振興
- ◆ 定住自立圏構想の推進
 - ・ 移住の促進 ・ 医療の確保
 - ・ 地域福祉対策 ・ 販路拡大
 - ・ 広域観光の形成

(5) 計画期間 ; 平成 28 年 4 月 1 日 ~ 平成 33 年 3 月 31 日までの 5 か年

■ 自立促進計画の推進 * 国が定める施策区分ごとに、(1)現況と問題点(2)その対策(3)計画を掲載。

2 産業の振興

- ◆ 農林業 ◆ 水産業 ◆ 工業・企業立地
- ◆ 商業 ◆ 観光 ◆ 雇用・労働 ◆ 港湾

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

- ◆ 道路・河川等 ◆ 交通 ◆ 情報・通信
- ◆ 地域間交流（広域連携の推進、国内・国際交流）

4 生活環境の整備

- ◆ 上下水道 ◆ 廃棄物処理 ◆ 消防・防災
- ◆ 住宅 ◆ 公園・緑地 ◆ 環境保全 ◆ 都市景観

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

- ◆ 高齢者福祉 ◆ 児童福祉 ◆ 障がい者福祉
- ◆ 地域福祉 ◆ 保健衛生

6 医療の確保

- ◆ 地域医療・救急医療体制 ◆ 市立病院

7 教育の振興

- ◆ 学校教育 ◆ 社会教育 ◆ スポーツ・レクリエーション ◆ 青少年・男女共同参画社会

8 地域文化の振興等

- ◆ 地域文化振興

9 集落の整備

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

- ◆ 市街地整備 ◆ 新幹線を活用したまちづくり
- ◆ 参加・協働によるまちづくり、コミュニティの強化

3 過疎計画（素案）における主な変更点

■ ■ 基本的な事項

1 基本的な事項(p1～15)

- (1)小樽市の概況
 - (2)人口及び産業の推移と動向
 - (3)行財政の状況
 - (4)地域の自立促進の基本方針
- 主に統計数値などの時点更新です。

ア 基本的な考え方 …総合計画を基にしており、大きな変更はありません。

- ・「総合的な防災対策」についての記述を更新
- ・「市立病院の統合新築」を削除し、市立病院の記述を更新

イ 過疎地域自立促進特別事業(ソフト事業)の展開 …変更ありません。

■ ■ 自立促進計画の推進

2 産業の振興 (p16～33)

「オ 観光」

- ・「法制化を見据えたカジノの誘致」の記述を削除

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 (p34～40)

「ウ 情報・通信」

- ・地上波テレビ放送のデジタル化対応が終了したことから記述を削除
- ・マイナンバー制度への対応など新たな情報化の記述を追加

「エ 地域間交流」

- ・第2次北しりべし定住自立圏共生ビジョンの策定に伴い記述を更新

4 生活環境の整備 (p41～51)

「イ 廃棄物処理」

- ・中央下水終末処理場での処理を開始したことから、し尿処理の整備の記述を削除

「ウ 消防・防災」

- ・津波避難対策や原子力防災対策を追加するなど、防災に関する記述を更新
- ・「街路防犯灯のLED化推進」を追加

「エ 住宅」

- ・既存借上げ公営住宅制度や空き家対策についての記述を追加

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進 (p52～57)

「ア 高齢者福祉」

- ・地域包括ケアシステムなど介護サービスについて記述を更新

「イ 児童福祉」

- ・子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、子育てについての記述を更新

6 医療の確保 (p58～59)

- ・周産期医療体制の維持・確保の記述を追加
- ・市立病院の統合・新築が終了したことから、市立病院の記述を更新

7 教育の振興 (p60～66)

「イ 社会教育」

- ・「小樽わくわく共育ネットワーク」を追加

「ウ スポーツ・レクリエーション」

- ・「市民プールの建設」を継続

8 地域文化の振興等 (p67～68)

- ・「歴史文化基本構想の策定及び日本遺産への認定申請」を追加

9 集落の整備 (p69)

- ・なし

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項 (p70～72)

「イ 参加協働によるまちづくりと地域コミュニティの強化」

- ・「自治基本条例の施行」を追加

- ・「ふるさと納税の促進」を追加

■ ■ 登載事業について

①事業の別

- ・ソフト事業：「計画」の表中「事業名(施設名)」が「過疎地域自立促進特別事業」
- ・ハード事業：上記ソフト事業以外の、過疎計画施策区分に基づく事業

②平成 29 年度以降実施予定事業

施策区分	事業内容	備考
2 産業の振興	藻場造成事業 [藻場造成事業費補助金]	H29～実施予定
	第3号ふ頭及び周辺再開発事業 [国際旅客船ターミナルビル整備事業]	H29～30 実施予定
	第3号ふ頭及び周辺再開発事業 [第3号ふ頭緑地整備事業]	H29～30 実施予定
	第3号ふ頭及び周辺再開発事業 [第3号ふ頭小型船だまり事業]	H30～32 実施予定
	第3号ふ頭及び周辺再開発事業 [第3号ふ頭基部緑地整備事業]	H30～33 実施予定
4 生活環境の整備	石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業 [石狩西部広域水道企業団出資金等]	H32～実施予定
7 教育の振興	学校施設・設備改修事業 [校舎等耐震等実施設計事業費(幸小)]	H29 実施予定
	学校施設・設備改修事業 [校舎等耐震補強及び大規模改造事業費(幸小)]	H30 実施予定
	学校施設・設備改修事業 [校舎等大規模改修事業費(山手地区統合中)]	H29～30 実施予定
8 地域文化の振興等	文化財保存・活用事業 [旧日本郵船(株)小樽支店保存修理工事]	H29～32 実施予定

【参考1】過疎対策事業債（過疎法による対象事業）

※過疎対策事業債の元利償還金の70%相当額は普通交付税の基準財政需要額に算入される。

法 第 12 条 第 1 項	産業振興施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 ○産業の振興を図るために必要な市町村道及び市町村が管理する都道府県道並びに農道、林道・漁港施設・港湾施設 ○地場産業の振興に資する施設 ○中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所 ○観光、レクリエーションに関する施設 ○農林漁業の経営の近代化のための施設 ○商店街振興のために必要な共同利用施設 	厚生施設等	<ul style="list-style-type: none"> ○下水処理のための施設 ○一般廃棄物処理のための施設 ○火葬場 ○消防施設 ○高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 ○障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 ○保育所、児童館 ○認定こども園 ○市町村保健センター及び母子健康センター ○診療施設 ○簡易水道施設
	交通通信施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村道及び市町村が管理する都道府県道・橋りょう ○農林道 ○電気通信に関する施設 ○交通の便に供するための自動車、渡船施設 ○住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 ○除雪機械 	教育文化施設	<ul style="list-style-type: none"> ○市町村立の幼稚園 ○公立の小中学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール、寄宿舎、教職員住宅、スクールバス・ボート、学校給食施設・設備 ○市町村立の高等学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、水泳プール、寄宿舎、教職員住宅、スクールバス・ボート ○図書館 ○公民館その他の集会施設 ○地域文化の振興等を図るための施設
第 2 項	過疎地域自立促進特別事業（いわゆるソフト対策事業）	<ul style="list-style-type: none"> ○地域医療の確保、住民の日常的な移動のための交通手段の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業（基金の積立てを含む） 		

【参考2】現過疎計画(H22～27年度)で終了した主な事業

施策区分	事業内容
2 産業の振興	漁港等整備事業
3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	北海道総合行政情報ネットワーク改修事業
	桂岡・見晴地上デジタル中継局建設
	星野町地区ギャップファイラー設置事業
4 生活環境の整備	し尿処理施設整備事業
	消防救急無線デジタル化・高機能消防指令センター整備事業
5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	市立保育所施設整備事業
6 医療の確保	市立病院統合・新築事業
	新夜間急病センター建設事業
7 教育の振興	学校給食共同調理場統合・新築事業
8 地域文化の振興等	文学館・美術館改修事業